

行政代執行に伴う緊急措置工事に関する協定書

横浜市建築局

一般社団法人 横浜建設業協会



行政代執行に伴う緊急措置工事に関する協定

横浜市（以下「甲」という。）と一般社団法人横浜建設業協会（以下「乙」という。）とは、建築物等の根切り工事において発生した地盤の崩落等に対する危害の防止措置が講じられない場合において、甲による行政代執行としての緊急措置工事の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、建築基準法に基づく是正措置命令その他の建築基準法等に適合させる旨の命令が履行されず、かつ、二次災害等の恐れにより緊急に安全対策措置が求められる場合において、甲による行政代執行としての緊急措置工事を迅速かつ円滑に行うため、甲乙間で必要な手続等について定める。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）緊急措置工事

二次災害等の恐れにより緊急に安全対策措置が求められる場合において建築基準法等の基準に適合するよう行政代執行として実施される山留め工事等をいう。

（2）建築基準法等

建築基準法、宅地造成等規制法及び都市計画法（これらの法律の委任に基づく命令、条例及び規則を含む。）をいう。

（会員の登録及び報告）

第3条 乙は、この協定による緊急措置工事について、確実かつ緊急的に対応する能力を有する乙の会員を名簿に登録するものとする。

2 乙は、前項の名簿を毎年6月末日までに甲（横浜市建築局違反对策課宛）に提出するものとする。

（協力要請）

第4条 甲は、緊急措置工事を実施する必要が発生した場合においては、乙に対し、緊急措置工事の実施を要請できるものとする。

（要請手続）

第5条 前条の規定による要請は、当該緊急措置工事に係る場所、現場状況等について、甲が乙に対し、口頭又は文書により行うものとする。

- 2 乙は、前条の規定による要請を受けたときは、緊急措置工事登録企業（第3条第1項の名簿に登録された乙の会員をいう。以下同じ。）の中から派遣可能な緊急措置工事登録企業を甲へ連絡するものとする。
- 3 甲は、前項の連絡を受けたときは、甲乙協議の上、第1項の規定により甲が示す要請条件に適合する者（以下「工事施工者」という。）を選定する。

（緊急措置工事内容の協議等）

第6条 甲は、工事施工者と現場立会いのもと、緊急措置工事の施工内容等について、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 緊急措置工事の工法の選定（構造計算等を含む。）
特に、構造計算については、甲と工事施工者は、十分に協議するものとする。
 - (2) シート掛け、土嚢積み、モルタル吹付け等の応急措置の必要性及び方法
 - (3) その他必要な工事
- 2 工事施工者は、前項の規定による現場協議後、甲の指示に基づき、速やかに次に掲げる図面等を作成し、甲（横浜市建築局違反对策課宛）に提出するものとする。
- (1) 案内図
 - (2) 緊急措置工事の工法
 - (3) 緊急措置工事の計画図等必要な書類
 - (4) 概算工事費
 - (5) 施工期間
 - (6) その他必要な書類

（緊急措置工事契約）

第7条 甲は、工事施工者に指示書を交付し、工事施工者は、工事施工承諾書を甲に提出するものとする。

- 2 前項の指示書には、緊急措置工事の施工に当たって必要な条件を示すものとする。
- 3 工事施工者は、緊急措置工事の実施にあたり、甲の指揮者の指揮監督に従って行うものとする。

（緊急措置工事实施後の対応）

第8条 工事施工者は、緊急措置工事の実施完了後、次に掲げるものを甲（横浜市建築局違反对策課宛）へ提出するものとする。

- (1) 工事完了報告書（緊急措置工事見積書及び工事写真等）
- (2) 第6条第2項の規定に基づき提出された資料の内容が変更された場合は、変更後の内容を記載した資料。

2 工事施工者は、当該受託緊急措置工事に係る甲による完了検査に立ち会うものとする。

(協定期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成26年3月31日までとする。

2 甲又は乙は、前項の規定にかかわらず、この協定を解除することができる。この場合、書面をもって相手側に事前に通知するものとする。

(自動更新)

第10条 この協定の有効期間満了1箇月以上前までに、甲又は乙のいずれかからも何らの意思表示がなされないときは、この協定の有効期間は、1年ごとに1年間の期間が延長されるものとする。

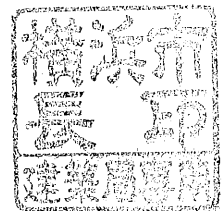
(実施細目)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関し必要な細目は、甲乙協議して定める。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、甲乙各1通を保有する。

平成25年 5 月 22日

甲 横浜市中区港町1丁目1番地
横浜市
横浜市長 林 文子



乙 横浜市中区太田町2丁目22番地
一般社団法人横浜建設業協会
会長 土志田 領司

